

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日時 令和6年1月24日（水）午前9時47分から午後0時12分まで

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

五十嵐委員長 竹内委員 久保田委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバーセンター長 警察学校長
訟務室長 生活安全部管理官 暴力団対策室長 運転免許課長
運転管理課聴聞官 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 群馬パース大学との包括連携協定の締結について

警察本部から、上記の件について報告があった。

イ ストーカー・配偶者暴力事案の対応状況について（令和5年中）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「警察では、被害に遭うおそれのある方に対して110番通信指令システムへの登録を行っているとのことだが、この制度を広く周知することは差し支えないか」と質問があり、警察本部から、「周知していただくことは差し支えない。被害に遭わないか不安に感じる方は、まず警察に相談していただければ、その結果を踏まえて登録の可否を検討させていただく。」と回答があった。

また、委員から、「ストーカー事案において検挙や禁止命令の件数が前年に比べ増加しているが、主な要因は何か。」と質問があり、警察本部から、「加害者への反省を強く促し、更なる重大事案への発展を防ぐための有効な手段として、これまで以上に各種法令を駆使した検挙を推進した結果だと考えている。」と回答があった。

ウ 登録業者による高金利事犯被疑者の逮捕について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「背後に反社会的勢力の影響はあるのか。」と質問があり、警察本部から、「背景も含めて鋭意捜査中である。」と回答があった。

エ 山岳遭難発生状況について（令和5年中）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「初めて山へ行く人などのために登山指導は大事だと思うので、引き続き実施願いたい。」と意見があった。

オ 刑法犯の認知・検挙状況について（令和5年中）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「特殊詐欺の検挙率が高いことは凄い。これは警察の努力の成果だと思う。」「特殊詐欺の認知件数が減っている理由としては、犯人グループに『群馬では犯行がしづらい』と伝わり始めているかもしれないことが推測できる。」「特殊詐欺の認知件数を前年から減少させたことについては、ありがたいと思う。」と意見があった。

カ 前橋市下小出町地内における殺人未遂事件の発生・検挙について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「機敏な対応によって、早期に被疑者を検挙できたことについては感謝申し上げる。」と意見があった。

キ サイバー事案対策の推進状況等について（令和5年中）

委員から、「サイバー犯罪は、被害が潜在化しやすいという特性を理解した上で、対処するための各種取組をお願いしたい。」と意見があった。

また委員から、「被害が潜在化している傾向は見受けられるか。」と質問があり、警察本部から、「現時点で確認は難しいが、被害を潜在化させないために、まずは各種団体・企業等との信頼関係構築が重要だと思うので、取組を推進していきたい。」と回答があり、さらに委員から、「医療機関や中小企業とも連携を強化しているとのことなので、引き続き取組をお願いしたい。」と意見があった。

ク 令和5年度「サイバーセキュリティ月間」に関連した広報啓発活動の実施について

委員から、「サイバーセキュリティに関する広報啓発活動は大変大事なことだと思う。引き続き、しっかり取り組んでいただきたい。」と意見があった。

ケ 機動警察通信隊の活動状況について（令和5年中）

委員から、「通信対策や各種行事の支援など、大変大事な活動だと思う。これからもしっかり取り組んでいただきたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 国家賠償請求控訴事件の判決について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ 生活安全部所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和5年第4四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 群馬県警備業法関係手数料条例の一部改正について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の廃止について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

- オ 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- カ 組織犯罪対策課所管の公安委員会事務に関する専決状況について（令和5年第4四半期）
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- キ 警察法第60条第1項の規定による援助要求について（東京都公安委員会からの援助要求に対する回答）
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- ク 運転免許関係事務・原付講習業務を委託する法人の認定について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- ケ 行政処分の意見聴取結果について
警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案14件の意見聴取結果及び6件の聴聞結果について説明があり、決裁した。